

北見市緊急支援金申請の手引き

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により経済的打撃を大きく受けている飲食店及び宿泊施設を営む事業者に対し、支援金を支給します。

(詳しくは2ページ「2. 支給要件等」をご確認ください。)

要 件		支給額
①	宿泊業又は飲食サービス業を営んでいること。	30万円 法人・個人事業主問わず一律
②	市内に事業所を有する中小企業(法人)又は個人事業主であること。 ※1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業又は個人事業主で、大企業が実質的に経営に参画していないこと。 ※2) 事務所兼事業所又は店舗の場合を含み、事務所のみが市内の場合を除く。	
③	北海道による緊急事態措置が実施される前(令和2年4月16日以前)から必要な許認可等を得て運営しており、申請日時点においてもその運営を継続していること。	

【郵送先】

(郵便番号) 〒090-0024

(住 所) 北見市北4条東4丁目2番地 第1分庁舎2階

(宛 先) 北見市商工観光部 緊急支援金事業 申請受付

申請期間：**令和2年5月13日(水)から**
令和2年7月15日(水)まで

【お問い合わせ先(緊急支援金専用ダイヤル)】

(電 話) 0157-25-1257

(受付時間) 平日 8時45分から17時30分まで

(北見市商工観光部商業労政課)

北見市緊急支援金交付要項

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って、北海道では、令和2年4月17日付け「緊急事態措置」を決定し、北見市を含む道内全域に外出自粛、休業等の協力要請が行われている状況です。

そのことに伴い市内では、多くの事業所で売上の減少が起きており、中でも、「集客」を必要とする宿泊業と飲食サービス業が大きな打撃を受けている状況です。

さらに、宿泊業、飲食サービス業に属する施設（飲食店、ホテルなど）は、道の緊急事態措置において「休業要請を行わない施設」とされており、道の休業協力金の支払対象外施設となっております。

以上のことより、休業協力金の支払いを受けられず、また、集客に困難を要している宿泊業及び飲食サービス業に対し、国の「持続化給付金」支給までの中継ぎ資金として、「北見市緊急支援金事業」を創設し、支援金を支給いたします。

2. 支給要件等

要 件		支給額
①	宿泊業又は飲食サービス業を営んでいること。	30万円 法人・個人事業主 問わず一律
②	市内に事業所を有する中小企業（法人）又は個人事業主であること。 ※1）中小企業基本法第2条に規定する中小企業又は個人事業主で、大企業が実質的に経営に参画していないこと。 ※2）事務所兼事業所又は店舗の場合を含み、事務所のみが市内の場合を除く。	
③	北海道による緊急事態措置が実施される前（令和2年4月16日以前）から必要な許認可等を得て運営しており、申請日時点においてもその運営を継続していること。	

（1）宿泊業

一般公衆に提供する営利的宿泊施設や特定の会員等に対して宿泊を提供する事業所であって、旅館業法に基づく営業許可を有していることを条件とします。

（2）飲食サービス業

①客の注文に応じ調理した飲食料品、その他の食料品又は飲料をその場所で飲食させる事業所、②客の注文に応じ調理した飲食料品をその場所で提供又は客の求める場所に届ける事業所、③客の求める場所において、調理した飲食料品を提供する事業所であって、食品衛生法に基づく営業許可を有していることを条件とします。

(3) 宿泊業、飲食サービス業の事業所範囲

総務省の統計基準である「日本標準産業分類」における「大分類M－宿泊業，飲食サービス業」に分類されている事業所となります。

主たる事業		施設・店舗等形態			
事業の種類	番号	形態等の名称	説明・例示		
宿泊業	1	旅館、ホテル	【内容例示】 ○ 観光ホテル、ビジネスホテル、温泉旅館、観光旅館、割烹旅館、民宿 など		
	2	簡易宿泊所	【内容例示】 ○ ベッドハウス、山小屋、カプセルホテル など		
	3	下宿所 その他の宿泊業	【内容例示】 ○ 旅館業法第3条に基づく許可を得ている下宿、その他の宿泊施設 など		
飲食サービス業	一般飲食店	4	食堂・レストラン	主食となる各種の料理品を提供する飲食店 【内容例示】 ○ 各種料理品を提供するレストラン、食堂 など × 特定の料理品を提供する専門料理店 ⇒ 「5～12」の該当番号へ	
		専門料理店	5	日本料理店	【内容例示】 ○ 天ぷら料理店、うなぎ料理店、とんかつ料理店、郷土料理店、懐石料理店、すき焼料理店、しゃぶしゃぶ料理店、牛丼店 など
			6	料亭	【内容例示】 ○ 料亭、待合 など
			7	中華料理店	【内容例示】 ○ 中華料理店、中華レストラン、餃子専門料理店 など
	8		ラーメン店		
	9		焼肉店	【内容例示】 × 韓国料理店（焼肉店を除く）、ステーキハウス、パーベキュー料理店、ジンギスカン料理店 ⇒ 「12」へ	
	10		そば、うどん店		
	11		すし店	【内容例示】 × 持ち帰り専門すし店 ⇒ 「19」へ × 宅配すし店 ⇒ 「20」へ	
	12		その他の専門料理店	【内容例示】 ○ カレー料理店、スパゲッティ店、ステーキハウス、ハンバーグレストラン ○ パーベキュー料理店、ジンギスカン料理店、ホルモン料理店 ○ 韓国料理店（焼肉店を除く）、インド料理店、西洋料理店 など	
	その他の飲食店	13	酒場、ビヤホール	【内容例示】 ○ 大衆酒場、居酒屋、焼鳥屋、おでん屋、ダイニングバー など	
		14	バー、キャバレー、ナイトクラブ	【内容例示】 ○ バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック など	
		15	喫茶店	【内容例示】 ○ 喫茶店、フルーツパーラー、音楽喫茶、カフェ など × 飲食サービスが主でない漫画喫茶、インターネットカフェ	
		16	ハンバーガー店	【内容例示】 × サンドイッチ店、ホットドッグ店 ⇒ 「18」へ	
		17	お好み焼・焼きそば・たこ焼店	【内容例示】 ○ たこ焼き店（店内での飲食設備有り） など × たこ焼き店（持ち帰り専門） ⇒ 「19」へ	
		18	その他の飲食店	【内容例示】 ○ フライドチキン店、ドーナツ店、サンドイッチ店、ホットドッグ店 ○ 大福店、今川焼店、汁粉屋、甘味処、アイスクリーム店 など	
	持ち帰り、配達	19	持ち帰り飲食サービス店	【内容例示】 ○ 持ち帰り専門すし店、持ち帰り弁当屋、移動販売（調理を行う場合） など × 店内での飲食設備有り ⇒ 「4～18」の該当番号へ	
		20	配達飲食サービス店	【内容例示】 ○ 宅配ピザ屋、仕出し料理店、配達弁当屋、デリバリー専門店 など × 店内での飲食設備有り ⇒ 「4～18」の該当番号へ	

(4) 留意事項

- ① 事務所単体（事務所兼事業所（店舗）を除く。）又は北見市外の事業所（店舗）の分については、支給の対象外となります。
（例1）事務所＝北見市、A店＝北見市、B店＝美幌町の場合：A店分が支給対象
（例2）事務所＝北見市、A店＝網走市、B店＝美幌町の場合：全て支給対象外
（例3）事務所兼A店＝北見市、B店＝北見市、C店＝美幌町の場合
：事務所兼A店分＋B店分が支給対象
- ② 緊急支援金の支給申請にあたっては、市税等の滞納（未納）の有無で支給の可否を決定することはありません。しかし、申請日時点で滞納（未納）がある場合は、支給申請に係る誓約事項として、「速やかに納税課へ相談すること」及び「支給申請に関する情報について、市税等を所管する部署に提供すること」に必ず同意（申請者の自署）をいただくこととなります。
- ③ ウィークリーマンション、民泊、下宿は、旅館業法第3条に基づく許可を得ている場合であって、衛生面の維持管理責任が経営者側にあり、利用者の生活の本拠が該当物件にない場合に限りて支給の対象となります。
- ④ マンスリーマンションは、旅館業法上の許可を要しないものであり、利用者の多くは借地借家法に基づく賃貸借契約書による賃貸借契約を結んでいることから、「不動産賃貸業」に該当するため支給の対象とはなりません。
- ⑤ 学生寮（学生下宿）は、部屋の管理が専ら学生に委ねられており、しかも、学生がそこに生活の本拠を置くことを予定していることから、旅館業法第3条に基づく許可の対象とはならないため支給の対象とはなりません。
- ⑥ ホテル内のレストラン等が、主として、宿泊者への飲食の提供、又は日帰り入浴等を目的とした利用者への飲食の提供など、「ホテルの運営に際しての付加サービス」の場合は、当該レストラン等をホテル業の一環とみなし、「宿泊業」としてホテルのみを支給の対象とします。
しかし、ホテルとレストラン等の事業者等が別々（テナントなど）であり、営業実態が個々に独立している場合は、ホテルは「宿泊業」、レストラン等は「飲食サービス業」として別々に取り扱います。
（例1）ホテル＝経営者A氏、レストラン＝経営者A氏、ラーメン屋＝経営者A氏
：ホテル、レストラン、ラーメン屋を合わせて「ホテル」1事業所分として支給対象とする。
（例2）ホテル＝経営者A氏、レストラン＝経営者A氏、ラーメン屋＝経営者B氏
：ホテル、レストランを合わせて「ホテル」1事業所分とし、ラーメン屋は単体で「飲食サービス業」1事業所分として支給対象とする。
- ⑦ キッチンカーは、キッチンカーのみの所有で、キッチンカーにおいて注文、調理工程の全てを行える場合のみ支給の対象となります。営業許可のある実飲食店舗があり、さらに移動販売を目的としたキッチンカーを所有する場合は、キッチンカ

一を事業所とはみなしません。

- ⑧ ⑥、⑦以外において、同一事業所内で複数の事業を展開しているもののうち、営業実態が個々に独立していない場合の主たる事業の判断は、「事業所全体の売上で、最も売上が多い事業はなにか?」、「事業所全体の延べ床面積に対して、宿泊業及び飲食サービス業の用に供する部分の床面積が半分以上の割合を占めているか?」などにより判断します。判断に際しては、事業所全体及び事業毎の売上が確認できる書類、建築平面図や法務局で発行される各階平面図など、事業所全体の延べ床面積、宿泊業及び飲食サービス業を提供する部分の床面積を確認できる書類等を提出いただき、必要に応じて事業所への現地確認を行う場合もあります。

(例) コンビニエンスストア等で提供しているイートイン など

3. 申請に必要な書類

申 請 書 類	
<input type="checkbox"/>	<p>1. 北見市緊急支援金支給申請書【必須】</p> <p>注1) 北見市ホームページから印刷できない場合は、第1分庁舎2階の商業労政課窓口、北2条仮庁舎1階の市民の声をきく課窓口、まちきた大通ビル4階の案内窓口、各総合支所の産業課窓口、各支所・出張所の窓口で配布します。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>2. 直近の確定申告書の写し【必須】</p> <p>注2) 法人、個人ともに直近の確定申告書(税務署の受付印又は電子申告の受信通知のあるもの)とし、<u>少なくとも法人の場合は別表1、個人の場合は第1表と第2表</u>を提出してください。</p> <p>注3) 事業開始後間もないため、決算期や申告時期を迎えていない場合は、「3. 緊急事態措置以前から営業活動を行っていることがわかる書類(1)」のいずれかの書類を提出してください。</p> <p>注4) 万が一、確定申告書を紛失等されている場合は、「緊急支援金専用ダイヤル」にお問い合わせください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>3. 緊急事態措置以前から営業活動を行っていることがわかる書類</p> <p>注5) 注3に該当する場合は、次の(1)、(2)及び(3)の書類が<u>全て必要</u>となります。</p> <p>注6) 直近の確定申告書がある場合は、(2)及び(3)の書類を提出してください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>(1) 営業活動を行っていることがわかる書類の写し</p> <p>① 個人事業の開業・廃業届出書(税務署の受付印があるもの)</p> <p>② 法人設立設置届出書(税務署の受付印があるもの)</p> <p>③ 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)</p> <p>④ 直近の月末締の現金出納帳などの帳簿</p>

<input type="checkbox"/>	<p>(2) 営業に必要な許可等の取得を確認できる書類の写し【必須】</p> <p>注7) 営業に際して、法令等で必要な許可（飲食店営業許可、旅館業営業許可など）を取得していることがわかる書類等を提出してください。事業所（店舗）ごとに書類が必要となります。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>(3) 申請者（代表者）の本人確認書類の写し【必須】</p> <p>注8) 申請者（代表者）本人からの申請であることの確認のために、下記のいずれかの写しを提出してください。</p> <p>① 運転免許証（両面）</p> <p>② 個人番号カード（オモテ面のみ）</p> <p>③ 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）</p> <p>④ 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）</p> <p>注9) いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限ります。</p> <p>なお、①から④を保有していない場合は、⑤又は⑥で代替することができるものとします。</p> <p>⑤ 住民票の写し及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方</p> <p>⑥ 住民票の写し及び各種健康保険証（両面）の両方</p>
<input type="checkbox"/>	<p>4. 北見市緊急支援金振込依頼書【必須】</p> <p>注10) 北見市ホームページから印刷できない場合は、第1分庁舎2階の商業労政課窓口、北2条仮庁舎1階の市民の声をきく課窓口、まちきた大通ビル4階の案内窓口、各総合支所の産業課窓口、各支所・出張所の窓口で配布します。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>5. 振込口座が確認できる書類【必須】</p> <p>注11) 金融機関名、支店名、金融機関コード、預金種目、口座番号、口座名義人が確認できる書類（通帳の写しなど）を提出してください。</p> <p>注12) 通帳の写しを提出される場合は、上記が確認できるよう「通帳のオモテ面」と「通帳を開いた1、2ページ目」の写しを提出してください。</p> <p>注13) 電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画像を提出してください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>6. その他北見市が必要と認める書類</p> <p>注14) 複数の事業を展開している場合、又は同一事業所（店舗）内で複数の業種が混在している場合は、事業所全体及び事業毎の売上が確認できる書類、建築平面図や法務局で発行される各階</p>

	<p>平面図など、事業所全体の延べ床面積、宿泊業及び飲食サービス業を提供する部分の床面積を確認できる書類等の写しを提出してください。</p>
--	--

4. 受付方法及び受付期間

- (1) 受付方法 原則として、**郵送**とします。
- (2) 受付期間 令和2年5月13日(水)から7月15日(水)まで
注1) 7月15日(水)の消印有効です。
注2) 簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。
注3) 支援金支給申請書等の返却はいたしません。
- (3) 宛 先 (郵便番号) 〒090-0024
(住 所) 北見市北4条東4丁目2番地 第1分庁舎2階
(宛 先) 北見市商工観光部 緊急支援金事業 申請受付

5. 支給の決定

- (1) 申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは支援金を支給します。支援金は5月下旬以降、順次支給する予定です。
- (2) 申請書類の審査の結果、本支援金を支給する旨の決定をしたときは、後日、支給に関する通知(北見市緊急支援金支給承諾書)を発送します。
- (3) 一方、申請書類の審査の結果、本支援金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知(北見市緊急支援金支給不承諾書)を発送します。
- (4) 審査の中で、不明な点などがあれば、電話、現地確認等により内容確認をさせていただきます。

6. その他

- (1) 本支援金の支給承諾後、事業者が申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金の支給承諾を取り消すとともに、事業者が支援金の返還を求められます。
- (2) 本支援金の支給にあたっては、申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が北見市暴力団排除条例(平成26年2月26日条例第1号)に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)に該当、関与しておらず、かつ、将来にわたっても該当、関与しないことが必要です。
- (3) 申請書類に記載された情報は、公的機関(本市税務所管部署、税務署、警察署、保健所等)に照会する場合があります。